特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	相模原市 障害児通所給付費等の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

相模原市は障害児通所給付費等の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

相模原市長

公表日

令和7年3月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	障害児通所給付費等の支給に関する事務				
②事務の概要	当該事務は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供等の事務である。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務 2 通所給付決定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 3 通所受給者証に関する事務 5 通所給付決定の取消しに関する事務 6 障害福祉サービスの提供に関する事務 7 費用の徴収に関する事務 8 資料の提供等の求めに関する事務 9 申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 10 障害児通所支援、障害児入所支援、障害福祉サービス、地域生活支援事業等に係る利用者負担について一元的に管理し、その上限額を定めることに関する事務				
③システムの名称	福祉システム(障害システム)、共通基盤システム、中間サーバー				

2. 特定個人情報ファイル名

障害児ファイル

3. 個人番号の利用

番号法第9条 別表第9項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利 法令上の根拠 用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 3項 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 <選択肢> 1) 実施する ①実施の有無 実施する 1 2) 実施しない 3) 未定 【提供】 番号法第19条第8項に基づく主務省令第2条の表 14項、15項、20項、80項、144項、155項 番号法第19条第8項に基づく主務省令 第16条、第17条、第22条、第82条、第146条、第157条 【照会】 ②法令上の根拠 番号法第19条第8項に基づく主務省令第2条の表 14項、15項、16項 番号法第19条第8項に基づく主務省令 第16条、第17条、第18条 番号法第19条第9項 5. 評価実施機関における担当部署 健康福祉局地域包括ケア推進部高齢・障害者支援課 健康福祉局地域包括ケア推進部緑高齢・障害者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部中央高齢・障害者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部南高齢・障害者相談課 ①部署 健康福祉局地域包括ケア推進部城山福祉相談センター 健康福祉局地域包括ケア推進部津久井高齢・障害者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部相模湖福祉相談センター 健康福祉局地域包括ケア推進部藤野福祉相談センター 市長公室DX推進課 高齢・障害者支援課長 緑高齢 障害者相談課長 中央高齡・障害者相談課長 南高齡 障害者相談課長 ②所属長の役職名 城山福祉相談センター長 津久井高齡 障害者相談課長 |相模湖福祉相談センター長 藤野福祉相談センター長 DX推進課長 6. 他の評価実施機関 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 相模原市 行政資料コーナー 請求先 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8331 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部高齢・障害者支援課 相模原市中央区富士見6-1-1 連絡先 042-769-8272 9. 規則第9条第2項の適用]適用した 適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		2) 1,000人以上1万人未满] 2) 1,000人以上1万人, 3) 1万人以上10万人未	 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 			
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点				
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		<選択肢> [500人未満] 1) 500人以上 2) 50	00人未満			
	いつ時点の計数か	和6年4月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発	生なし			

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎	項目評価書]	2) 基礎項	自評価書 自評価書及び	*重点項目評価書 *全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワー	ウシステムを	通じた入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	გ გ	2) 十分で	を入れている			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付け が行われるリスクへの対策は 十分か	[十分であ	გ გ]	2) 十分で	を入れている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分であ	გ გ]	2) 十分で	を入れている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			[0]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	2) 十分で	を入れている			
5. 特定個人情報の提供・移転	妘(委託や情報提供ネ	ベットワークシス	テムを通じた提供を除く。)	[0]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	Γ]	2) 十分で	を入れている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない()	入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	5る]	2) 十分で	を入れている			
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[十分であ	5る]	2) 十分で	を入れている			

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	バー登録や副本登録の際に 및情報又は住所を含む κ情 関する事務では、上記のほか。	は、本人から 報による照会 か、下記の局	、一登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際にはを行うことを厳守している。また、身体障害者手帳の交付に面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策			

9. 監査			
実施の有無	[] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	きえられる対策	[0]全	項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えら れる対策	3) 権限のない者によって 4) 委託先における不正な 5) 不正な提供・移転が行 6) 情報提供ネットワーク	、事務に必要のない情報で不正に使用されるリスな使用等のリスクへの対策でわれるリスクへの対策でした。 システムを通じて目的でいるテムを通じて不正されている。	対策
当該対策は十分か【再掲】	Г	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年9月1日	I関連情報 - 5.評価実施機関における担当部署 - ②所属長	障害福祉サービス課長 芦野拓 障害政策課長 有本秀美 線障害福祉相談課長 八木正 中央障害福祉相談課長 大貫末広 淳久并保健福祉課長 祭良田明美 相模湖保健福祉課長 根岸和泉 藤野保健福祉課長 角田仁 情報政策課長 井上隆	障害福祉サービス課長 田中浩 障害政策課長 芦野柘 緑障害福祉相談課長 荒井三枝子 中央障害福祉相談課長 有田仁 淳久井保健福祉課長 佐久間貴子 相模湖保健福祉課長 長島雅典 藤野保健福祉課長 山本美枝子 情報政策課長 二瓶行	事後	重要な変更に当たらない (人事異動による変更)
平成30年9月1日	Ⅱ しきい値判断項目	平成29年8月1日 時点	平成30年8月1日 時点	事後	重要な変更に当たらない。
平成30年9月1日	1.対象人数 Ⅲ しきい値判断項目 2.取扱者数	平成29年8月1日 時点	平成30年8月1日 時点	事後	(時点修正のため) 重要な変更に当たらない。 (時点修正のため)
令和1年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	障害福祉サービス課長 田中浩 障害政策課長 芦野拓 終障書福祉相談課長 荒井三枝子 中央障害福祉相談課長 角田仁 津久井保健福祉課長 佐久間貴子 相模湖保健福祉課長 長島雅典 藤野保健福祉課長 山本美枝子 情報政策課長 二瓶行	障害福祉サービス課長 障害政策課長 緑障害福祉相談課長 中央障害福祉相談課長 中央障害福祉相談課長 相模湖保健福祉課長 横野保健福祉課長 情報政策課長	事後	重要な変更に当たらない。 (様式変更に伴う追記)
令和1年6月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	平成30年8月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更に当たらない (組織改編による変更)
令和1年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年8月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	(組織改編による変更) 重要な変更に当たらない (組織改編による変更)
	Ⅳ リスク対策		基礎項目評価書の記載のとおり	事後	重要な変更に当たらない (組織改編による変更)
令和2年7月3日	I 関連情報 5.評価実施機関における担 当部署 ①部署	健康福祉局福祉部障害福祉サービス課 健康福祉局福祉部障害政策課 健康福祉局福祉部線障害福祉相談課 健康福祉局福祉部市政管辖福祉相談課 健康福祉局福祉部市政保健福祉制 健康福祉局福祉部準久井保健福祉課 健康福祉局福祉部構 健康福祉局福祉部構 健康福祉局福祉部構 健康福祉局福祉部 東福祉局福祉部 東福祉局福祉部 東福祉局福祉部 東福祉局福祉部 東福祉局福祉部 東福祉局福祉部 東福祉局福祉部 東福祉局福祉部 東福祉局福祉部 東福祉局福祉部 東福祉局福祉部 東福祉局福祉部 東福祉局福祉部 東福祉局福祉部 東福祉司 東福祉司 東福祉司 東福祉司 東福祉司 東福祉司 東福祉司 東福祉司	健康福祉局地域包括ケア推進部高齡·障害者支援課 健康福祉局地域包括ケア推進部級高齡·障害者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部中央高齡·障害者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部兩高齡·障害者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部城山保健福祉 健康福祉局地域包括ケア推進部域山保健福祉課 健康福祉局地域包括ケア推進部相模湖保健福祉課 健康福祉局地域包括ケア推進部離葵界保健福祉課 健康福祉局地域包括ケア推進部藤野保健福祉課 經濟福祉局地域包括ケア推進部藤野保健福祉課	事後	重要な変更に当たらない。 (時点修正のため)
令和2年7月3日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	障害福祉サービス課長 障害政策課長 中央障害福祉相談課長 中央障害福祉相談課長 南障害保健福祉課長 連久井保健福祉課長 相模納保健福祉課長 積報政策課長 情報政策課長	高齡·障害者支援課長 級高齡·障害者相談課長 中央高齡·障害者相談課長 南高齡·障害者相談課長 城山保健福祉課長 球山保健福祉課長 相模湖保健福祉課長 藤野保健福祉課長 情報政策課長	事後	重要な変更に当たらない。 (時点修正のため)
令和2年7月3日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	相模原市健康福祉局福祉部障害福祉サービ ス課 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8355	相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部高 齢・障害者支援課 相模原市中央区富士見6-1-1 042-769-8272	事後	重要な変更に当たらない (組織改編による変更)
令和2年7月3日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更に当たらない (組織改編による変更)
令和2年7月3日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	(組織改編による変更) 重要な変更に当たらない。 (時点修正のため)
令和3年9月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部中央高齢・障害者相談課	健康福祉局地域包括ケア推進部高齡·障害者支援課 健康福祉局地域包括ケア推進部緑高齡·障害 者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部中央高齡·障害者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部南高齡·障害 者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部城山保健福祉課 健康福祉局地域包括ケア推進部津久井保健福祉課 健康福祉局地域包括ケア推進部相模湖保健福祉課 健康福祉局地域包括ケア推進部相模湖保健福祉課 健康福祉局地域包括ケア推進部解保健福祉課 健康福祉局地域包括ケア推進部蘇野保健福祉課	事後	重要な変更に当たらない。 (時点修正のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	高齡·障害者支援課長 緑高齡·障害者相談課長 中央高齡·障害者相談課長 中京高齡·障害者相談課長 城山保健福祉課長 權力保健福祉課長 相模湖保健福祉課長 藤野保健福祉課長 情報政策課長	高齡·障害者支援課長 緑高齡·障害者相談課長 中央高齡·障害者相談課長 南高齡·障害者相談課長 城山保健福祉課長 域山保健福祉課長 相模湖保健福祉課長 賴野保健福祉課長 展野保健福祉課長 及工推進課長	事後	重要な変更に当たらない
令和3年9月22日	II しきい値判断項目 1.対象人数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更に当たらない
令和3年9月22日		令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更に当たらない (組織改編による変更)
令和3年9月22日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条 別表第一 8項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の 主務省令で定める事務を定める命令第8条第 1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、 第9号、第10号、第11号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人 番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第13項	番号法第9条 別表第一 8項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人 番号の利用及び特定個人情報の提供に関す る条例 別表第1 3項	事後	重要な変更に当たらない (組織改編による変更)
令和3年9月22日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【提供】 番号法第19条第7号 別表第二 8項、11項、15項、56の2項、108項、116項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命第7条第3号イ、第10条第3号イ、第12条第1号、第55条第5号、第6号イ、第39条第7号、第55条第6号イ、第59条の2各号[照会] 番号法第19条第7号 別表第二 10項、11項、12項、12項 12項 大阪手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条各号、第10条各号番号法第19条第8号 「政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第一方政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第一方政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則	[提供] 番号法第19条第8号 別表第二 8項、11項、 16項、56の2項、108項、116項 [照会] 番号法第19条第8号 別表第二 10項、11 項、12項 番号法第19条第9号	事後	重要な変更に当たらない。 (時点修正のため)
令和3年9月22日	I 関連情報 5.評価実施機関における担 当部署 ①部署	健康福祉局地域包括ケア推進部高齢・障害者 支援課 健康福祉局地域包括ケア推進部中央高齢・障害 者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部中央高齢・障害 者相談課 健康福祉局地域包括ケア推進部域山保健福 社 健康福祉局地域包括ケア推進部域山保健福 健康福祉局地域包括ケア推進部津久井保健 福祉課 健康福祉局地域包括ケア推進部相模湖保健 健康福祉局地域包括ケア推進部相模湖保健 福祉課 健康福祉局地域包括ケア推進部無野保健 福祉課 相限福祉局地域包括ケア推進部藤野保健福 社課 市長公室総合政策部DX推進課	健康福祉局地域包括ケア推進部高齢・障害者支援課健康福祉局地域包括ケア推進部緑高齢・障害者相談課健康福祉局地域包括ケア推進部中央高齢・障害者相談課健康福祉局地域包括ケア推進部城山福祉相談社の人の健康福祉局地域包括ケア推進部連久井高齢・障害者相談課健康福祉局地域包括ケア推進部津久井高齢・健康福祉局地域包括ケア推進部相模湖福祉相談にとター、関連福祉局地域包括ケア推進部幕野福祉相談にとター、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	事後	重要な変更に当たらない。 (時点修正のため)
令和3年9月22日	I 関連情報 5.評価実施機関における担 当部署 ②所属長	高齡·障害者支援課長 線高齡·障害者相談課長 中央高齡·障害者相談課長 南高齡·障害者相談課長 城山保健福祉課長 場久井保健福祉課長 相模湖保健福祉課長 藤野保健福祉課長 DX推進課長	高齡·障害者支援課長 緑高齡·障害者相談課長 中央高齡·障害者相談課長 中高齡·障害者相談課長 城山福祉相談センター長 連久井高齡·障害者相談課長 相模湖福祉相談センター長 藤野福祉相談センター長 DX推進課長	事後	重要な変更に当たらない。 (時点修正のため)
令和4年9月27日	 Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更に当たらない。 (時点修正のため)
令和4年9月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更に当たらない。 (時点修正のため)
令和5年12月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	重要な変更に当たらない。 (時点修正のため)
令和5年12月28日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	重要な変更に当たらない。(時点修正のため)
令和7年3月10日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 Ⅱ しきい値判断項目	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	重要な変更に当たらない。 (時点修正のため) 重要な変更に当たらない。
令和7年3月10日	1 しさい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	重要な変更に当たらない。 (時点修正のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月10日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	十分であるマイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー世級を行う際には、財籍収は住所を含む、水情報による照会を行うことを厳守している。また、身体障害者手帳の交付に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が分在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。		新規項目
令和7年3月10日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考	-	全項目評価又は重点項目評価を実施する		新規項目
令和7年3月10日	↓ 関連情報 - 3 個人来早	番号法第9条 別表第一 8項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人 番号の利用及び特定個人情報の提供に関す る条例 別表第1 3項	番号法第9条 別表 9項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人 番号の利用及び特定個人情報の提供に関す る条例 別表第1 3項	事後	重要な変更に当たらない。 (法令改正によるもの)
令和7年3月10日	I 関連情報 - 3. 情報ネットワークシステムにおける情報連携 - ②法令上の根拠		[提供] 番号法第19条第8項に基づく主務省令第2条 の表 14項、15項、20項、80項、144項、155項 番号法第19条第8項に基づく主務省令 第16 条、第17条、第22条、第82条、第146条、第 157条 [照全] 番号法第19条第8項に基づく主務省令第2条 の表 14項、15項、16項 番号法第19条第8項に基づく主務省令 第16 条、第17条、第18条 番号法第19条第8項に基づく主務省令	事後	重要な変更に当たらない。 (法令改正によるもの)